

重要事項【個人情報の取扱いについて】（必ずお読みください）

「個人型年金加入申出書」および「個人別管理資産移換依頼書」等届出書のご提出にあたっては、同封およびホームページ掲載の資料をよくお読みください。また、以下「個人情報の取扱い」について同意ください。

国民年金基金連合会の個人情報の取扱い

● 個人情報の利用目的

国民年金基金連合会は、加入者等の皆様からお預かりした個人情報を以下の具体例のとおり、確定拠出年金制度の業務を行うために必要な範囲で利用します。

- 制度への加入資格の審査など、制度への加入手続き
- 制度への加入後の加入資格の確認など、加入者等の皆様の加入状況の把握及びその記録の管理
- 掛金の収納、手数料の徴収など制度における必要な費用の受領
- 運用商品の指図
- 資産の管理
- 給付及び脱退一時金の支給
- 企業型確定拠出年金制度及び他の企業年金制度との間の移換手続き
- 自動移換者の状況の把握及びその記録の管理
- 個人別管理資産額その他必要な事項の加入者等への通知
- 個人型確定拠出年金制度に関する情報の提供
- 個人型確定拠出年金の健全な発展を図るために必要な調査・研究
- その他法令及び個人型年金規約に定めのある場合

なお、個人型確定拠出年金における個人情報の保護については、国民年金基金連合会のホームページ（<https://ideco-koushiki.jp>）に掲載されていますのでご参照ください。

運営管理機関と日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社の個人情報の取扱い

● 運営管理機関と日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社との個人情報の相互提供

運営管理機関と日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社は、運営管理機関（東京海上日動火災保険株式会社および東京海上日動火災保険株式会社が運営管理業務を再委託した金融機関）が有する個人情報をその業務の遂行に必要な範囲内で相互に提供します。

● 国民年金基金連合会への個人情報の提供

運営管理機関は、国民年金基金連合会が個人型年金を実施するために必要とする上記「運営管理機関が有する個人情報」を国民年金基金連合会に提供します。

● 個人情報の利用目的

運営管理機関及び日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社は、「確定拠出年金法」第99条第2項に従い以下の①～⑤の業務の遂行に必要な範囲内で、「運営管理機関が有する個人情報」を保管及び使用します。

また、運営管理機関は、国民年金基金連合会から委託を受けた「確定拠出年金法」第2条第7項に定める確定拠出年金運営管理業務を遂行するために、お客様情報*を保管及び使用します。

- ① 加入者等に関する事項の記録及び保存、通知
- ② 運用指図のとりまとめ及びその内容の事務委託先金融機関への通知
- ③ 給付を受ける権利の裁定
- ④ 運用の方法の選定及び提示、情報の提供
- ⑤ 個人別管理資産額の試算及びサービス向上のための計数把握等の付随業務

*お客様情報とは、氏名、生年月日、基礎年金番号、掛金引落口座、住所、電話番号、死亡一時金受取人氏名、個人別管理資産額の個人情報及びこれら個人情報と組み合わせることで個人情報となる性別、プラン名、事業所番号、事業所名称、被保険者種別、加入者番号、加入者資格取得日、加入者資格喪失日、加入者資格喪失事由、運用指図者資格取得日、運用指図者資格喪失日、運用指図者資格喪失事由、給付裁定事由、プラン脱退日、死亡一時金受取人続柄、障害認定年月日、その他の情報です。

商品販売会社の個人情報の取扱い

● 商品販売会社への個人情報の提供

日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社は、お客様の氏名、生年月日、住所の個人情報及びこれら個人情報と組み合わせることで個人情報となる性別、加入者番号、加入者資格取得日、加入者資格喪失日、加入者資格喪失事由、障害認定年月日、その他の情報を、お客様が選択された商品の特性に応じ、必要な範囲内で、その商品の販売会社へ提供します。

● 個人情報の利用目的

商品販売会社（取扱保険代理店・扱者を含みます）は、個人情報（過去に取得したものを含みます）を、お客様が選択した商品の管理・履行、付帯サービスの提供、保険商品・金融商品等の各種商品サービスの案内・提供、アンケート等を行うために保管および使用します。

販売会社における個人情報の取扱いについては、各商品販売会社のホームページをご覧ください。

重要事項（必ずお読みください）

死亡一時金受取人について

● 遺族の範囲及び順位（個人型年金規約第130条）

- 1 死亡一時金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。ただし、死亡した者が、死亡する前に、配偶者（届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうちから死亡一時金を受ける者を指定してその旨を裁定業務を行う運営管理機関に対して表示したときは、その表示したところによるものとする。
 - ① 配偶者
 - ② 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - ③ 前号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当事主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - ④ 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって第2号に該当しないもの
- 2 前項本文の場合において、死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。
- 3 前項の規定により死亡一時金を受けることができる遺族に同順位者が2人以上あるときは、死亡一時金の請求は、死亡一時金の受領に関し一切の権限を有する代理人1人を定め、その者によりしなければならない。
- 4 前項の代理人は、その権限を証する書類を裁定業務を行う運営管理機関（その死亡した者が連合会移換者である場合にあっては、連合会）に提出しなければならない。
- 5 加入者等は、裁定業務を行う運営管理機関に申し出て、死亡一時金の受取人を指定し、又はその指定を変更し若しくは撤回することができる。
- 6 指定された受取人が死亡した後に、再指定が行われなかった場合は、第1項本文及び第2項に定めるところによる。
- 7 死亡一時金を受けることができる遺族がないときは、死亡した者の個人別管理資産額に相当する金銭は、死亡した者の相続財産とみなす。
- 8 死亡一時金を受けることができる者によるその権利の裁定の請求が死亡した者の死亡の後5年間ないときは、死亡一時金を受けることができる遺族はないものとみなして、前項の規定を適用する。

運用の方法に係る情報の提供について

加入申出書・移換依頼書等のご提出にあたっては、「金融サービスの提供に関する法律」第4条の「重要事項」（運用商品の利益の見込みや損失の可能性及びこれらの基礎となる指標等）について、運営管理機関から説明資料の配布や説明会開催等により情報提供を受けたことを前提とします。

確定拠出年金制度改正に伴う留意事項

2020年の確定拠出年金制度改正に伴い、iDeCoの受給開始時期の上限の延長（2022年4月から）、加入可能年齢の拡大（2022年5月から）および加入要件の緩和（2022年10月から）等が施行されています。詳細は、以下確定拠出年金ホームページのお知らせをご覧ください。

<https://401k.tokiomarine-nichido.co.jp/news/20220208.html>



また、以下【留意事項】につきましてもご一読ください。

【留意事項】

企業型確定拠出年金またはiDeCoの老齢給付金を受給された方は、改正により企業型確定拠出年金またはiDeCoの加入要件を満たした場合であっても、それぞれ再加入をすることができません。また、公的年金を65歳前に繰上げ請求された方は、改正によりiDeCoの加入要件を満たした場合であっても、iDeCoに加入することができませんので、注意してください。

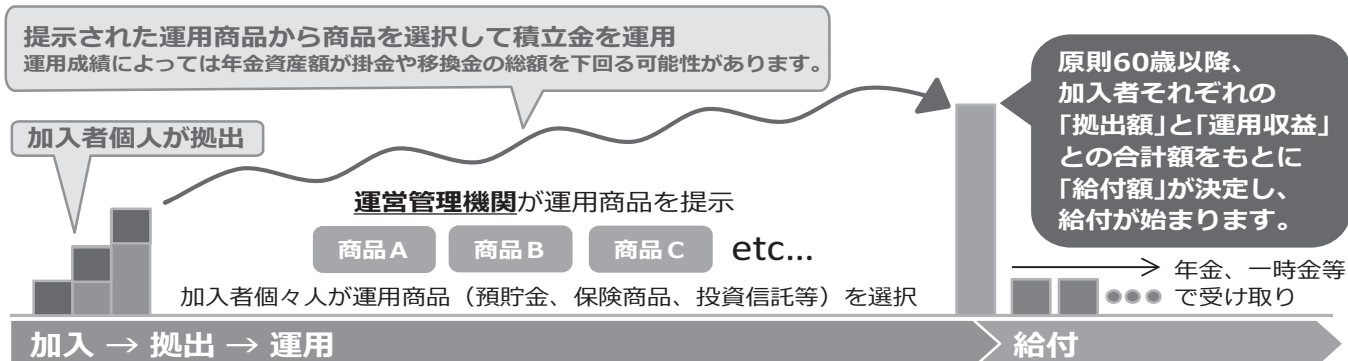
加入・移換をご検討されるみなさまへ

必ず、以下をお読みいただき、内容をご確認のうえ、加入・移換の手続きを行ってください。

『詳細は国民年金基金連合会（以下「連合会」）のHP（URL <https://www.ideco-koushiki.jp/>）をご覧ください。』

1. iDeCoの特徴

加入者が自ら定めた掛金額を拠出・運用。原則60歳以降に、掛金とその運用益の合計額をもとに給付額が決定し、給付を受ける制度です。



- 掛金が全額所得控除されます（所得税・住民税が軽減されます）**
例えば、毎月2万円ずつ掛金を拠出した場合、税率20%とすると、年間4万8千円の節税効果となります。
- 運用益も非課税で再投資されます**
通常、金融商品の運用益には税金（源泉分離課税20.315%）がかかりますが、iDeCoの運用益は非課税です。
※ 積立金には別途1.173%の特別法人税がかかりますが、現在は課税が凍結されています。
- 受け取る時も税制優遇措置があります**
一時金として受け取る場合は「退職所得控除」、年金の場合は「公的年金等控除」という控除が受けられます。

中途での解約・引き出しは、原則、できません。また、借入れの担保とすることもできません。
ただし、以下①～⑦の要件をすべて満たす場合に限り、脱退一時金を受給してiDeCoから脱退することができます。

- 60歳未満であること
- 企業型年金加入者でないこと
- 国民年金保険料免除者、外国籍の海外居住者等のiDeCoに加入できない者であること
- 日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと
- 通算拠出期間^(注)が1ヶ月以上5年以下、または個人別管理資産額が25万円以下であること
- 障害給付金の受給権者でないこと
- 最後に企業型確定拠出年金加入者又はiDeCo加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと

(注)掛金を拠出していない期間は含みません。

2. iDeCoの拠出限度額

iDeCoの掛金には、加入者ご本人の状況に応じた「拠出限度額」があります（下図の点線囲みの部分）。

iDeCo	自営業者等	専業主婦等	企業年金等に加入していない方	企業年金等に加入している方 公務員・私学共済加入者の方
拠出限度額	第1号被保険者 任意加入被保険者 年額81.6万円 (月額6.8万円) <small>※国民年金基金・付加保険料との合算枠</small>	第3号被保険者 年額27.6万円 (月額2.3万円)	第2号被保険者 年額27.6万円 (月額2.3万円)	年額24.0万円 (月額2.0万円) ※2 または 年額14.4万円 (月額1.2万円) ※3
	国民年金基金 <small>※iDeCoと重複加入可能</small>			企業年金等 ※1 厚生年金保険（2階） 基礎年金（1階）

※1 企業年金等とは企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金等。
 ※2 企業年金等（※1）に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方」の額。
 ※3 企業年金等（※1）に加入している方のうち、「企業型確定拠出年金にのみ加入している方（※2）以外の方」の額。
 （公務員・私学共済加入者もこちらに含まれます。）

iDeCoの掛金は毎月定額（5,000円以上1,000円単位）の掛金を拠出していただく方法の他に、年1回以上、任意に決めた月にまとめて掛金を拠出していただく方法も可能です。その場合においても年額の拠出限度額を超えることはできません。また、掛金額の変更は年1回のみ行なうことができます。

- 【企業型確定拠出年金に加入している場合】
- 企業型確定拠出年金に加入している方は、iDeCoの掛金は「毎月定額」のみ拠出可能です。
 - 企業型確定拠出年金規約において、マッチング拠出を導入している場合、企業型確定拠出年金加入者はマッチング拠出か、iDeCo加入かを選択可能です。（マッチング拠出とiDeCoを併用することは不可。）

3. 運営管理機関

iDeCoの年金資産を運用する加入者等に、運用商品群を提示している会社が運営管理機関（以下「運営」という）です。

連合会はiDeCoの実施主体ですが、加入者等^(注)にとって、運営は総合的な対応窓口で、**届出書類の請求先・提出先、様々な照会の窓口**になります。なお、届出書類の授受等を第三者に委託している場合がありますので、運営等で確認してください。

(注) 掛金をかけている方を「加入者」、掛金はかけておらず、これまでの年金資産の運用だけを行なっている方を「運用指図者」、両者をあわせて「加入者等」といいます。

4. 手数料

iDeCoの手数料は加入者等が負担します。なお、年金受給者の受給期間中の手数料は、運用指図者の扱いです。

手数料の額は下表のとおりですが、**金額や徴収方法は運営によって異なります**ので、詳細については、運営にお問い合わせください。

加入者等が負担する手数料 (単位：円(消費税込))		加入者		運用指図者	
		加入・移換時の 一時的な手数料	1ヶ月(1回) あたりの手数料	加入・移換時の 一時的な手数料	1ヶ月(1回) あたりの手数料
手数料 徴収元 (注1)	A 連合会	2,829	105	2,829	-
	B 運営管理機関	①	②	③	④
	C 信託銀行 ^(注2)	-	②'	-	④'
D 手数料総額(A+B+C)		2,829+①	105+②+②'	2,829+③	④+④'

(注1) 運営の資料等では、下記のように表示している場合があります。

「信託銀行」を「事務委託先金融機関」と表示、BとCの手数料を合算して、一本で表示。

(注2) 年金資産を管理する「信託銀行」は、運営があらかじめ指定していますので、加入者等が指定することはできません。

5. 加入者資格の喪失

資格喪失後の手続きについては、運営にお問い合わせください。

加入者は、下記の資格喪失理由(1)～(9)のいずれかに該当した場合、**加入者の資格を喪失し、掛金の拠出ができなくなります**。

- | | | |
|-----------------------|---|---|
| (1) 死亡したとき | (4) 保険料免除制度等により国民年金の保険料の全額または一部の額の納付を要しないものとされたとき | (7) 公的高齢年金の受給権者となったとき
(公的高齢年金を繰り上げ請求した場合を含む) |
| (2) 国民年金の被保険者でなくなったとき | (5) 農業者年金の被保険者になったとき | (8) 企業型確定拠出年金マッチング拠出を選択したとき |
| (3) 個人型年金運用指図者となるとき | (6) iDeCoの老齢給付金受給権者となるとき
(iDeCoの老齢給付金を請求するため) | (9) 企業型確定拠出年金の事業主掛金が年単位拠出となったとき |

6. 給付

受給手続きを行う窓口は、運営によって異なりますので、詳細については、運営にお問い合わせください。

(1) 老齢給付金

① **通算加入者等期間^(注)が10年以上の方は60歳から受給できますが、10年未満の場合は、通算加入者等期間によって、受給できる年齢は異なります(表1参照)。**
通算加入者等期間を有しない60歳以上の方が加入者となった場合、加入者となった日から5年を経過した日より老齢給付金を請求することができます。

② 受給時期を選択することができます。

受給時期を延期し、75歳まで非課税の運用を継続することができます。
(75歳までに受給の請求をしていただく必要があります。請求されなかった場合には、法務局に供託されます。)

(注) 確定拠出年金(企業型またはiDeCo)の「加入者等」であった期間(60歳未満の期間に限る)のこと。また、「退職一時金」や「企業年金^(※)」を確定拠出年金に移行している場合、当該制度に加入していた期間も含みます。

※企業年金とは、「厚生年金基金」、「確定給付企業年金」、「石炭鉱業年金基金」および「適格退職年金」をいいます。

(2) 障害給付金

一定の障害の程度に該当する場合、障害給付金を受給することができます。
なお、受給要件等の詳細については、運営にお問い合わせください。

(3) 死亡一時金

加入者等が死亡した場合、死亡一時金が支給されます。(表2参照)
なお、**受取人の指定がない場合の受取順位は、民法で定める相続の順位とは異なります**。受取人を指定されたい方は、運営にお問い合わせください。

(4) 障害および老齢給付金の受給方法

① 「年金」以外の受給方法は、運営によって異なります(表3参照)。

詳細については、運営にお問い合わせください。

② 受給の際、給付手数料が受給額から控除されます(「年金」受給者の場合、受給の都度かかります)。なお、給付手数料の金額は、運営によって異なります。

表1. 通算加入者等期間に応じた受給可能な年齢

8年以上	61歳から受給可能
6年以上	62歳から受給可能
4年以上	63歳から受給可能
2年以上	64歳から受給可能
1年以上	65歳から受給可能

表2. 死亡一時金の支給対象者

受取人指定	支給対象者
あり	指定されている人に支給
なし	個人型年金規約にしたがい支給

表3. 給付金の受給方法

	年金	一時金	年金と一時金の併用
老齢給付金	◎	○	○
障害給付金	◎	○	○
死亡一時金	×	◎	×

◎可能 ×不可能

○運営が設定している場合、可能